

お客様各位

2019年8月吉日
東京エレクトロニクス株式会社

消費税法改正に伴う対応方法に関するお知らせ

平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、ご高承の通り、2016年11月28日に施行された法律（平成28年法律第85号及び第86号）に基づき、2019年10月1日から消費税率が10%へ引き上がることとなっております。

つきましては、消費税率引き上げに伴う弊社の対応について、下記の通りご案内申し上げます。

誠に恐れ入りますが、ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

敬具

【記】

① 請負契約及び預託契約

2019年10月1日以降に貴社の検収が行われるお取引は、消費税率10%の適用とさせていただきます。（経過措置対象を除きます）

② 売買契約

2019年9月30日までに弊社の出荷が行われるお取引は、消費税率8%の適用とさせていただきます。従いまして、貴社の検収が2019年10月1日以降である場合においても、消費税率8%としてご請求申し上げます。

また、2019年10月1日以降に弊社の出荷が行われるお取引は、消費税率10%の適用とさせていただきます。

以上

【お問い合わせ先】

東京エレクトロニクス株式会社

物流管理部 改正消費税法担当

<mailto:baibai@teldevice.co.jp>

電話：045-443-4210